

防火対象物の用途

点検結果の報告期間

防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	
(1)	イ 劇場等	1年に1回	(9)	イ 特殊浴場	1年に1回	
	ロ 会堂等			ロ 一般浴場		
(2)	イ キャバレー等		(10) 停車場	(11)		神社・寺院等
	ロ 遊技場等		(12) イ 工場等			3年に1回
	ハ 性風俗特殊営業店舗等の		ロ スタジオ			
	ニ カラオケボックス等		(13) イ 駐車場等			
(3)	イ 料理店等		(14)	ロ 航空機格納庫		3年に1回
	ロ 飲食店					
(4)	百貨店等	(15)	倉庫	1年に1回		
(5)	イ 旅館等	(16)	イ 特定複合用途防火対象物			
	ロ 共同住宅等		ロ 非特定複合防火対象物	3年に1回		
(6)	イ 病院等	1年に1回	(16の2) 地下街	1年に1回		
	ロ 特別養護老人ホーム等		(16の3) 準地下街			
	ハ 老人デイサービスセンター等		(17)	文化財	3年に1回	
	ニ 幼稚園等			(18) アーケード		
(7)	学校	3年に1回				
(8)	図書館等					

■ 特定防火対象物 □ 非特定防火対象物

消火器の訪問点検にご注意を!

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆様にも周知徹底を!



トラブル防止のポイント!
契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等しない。
- 身分証明書等の呈示を求める。

住宅用火災警報器の訪問販売にご注意を!

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置と維持が義務付けられ、不適正取引と考えられる事例が全国的に発生していますのでご注意ください。



お問い合わせ

消防本部予防保安課 ☎059-356-2010 中消防署 ☎059-356-2012 中消防署中央分署 ☎059-325-4717 中消防署西分署 ☎059-326-2583

北消防署 ☎059-365-5325 北消防署朝日川越分署 ☎059-377-4945 南消防署 ☎059-345-0530

四日市市消防本部・四日市市防火協会

防火対象物関係者の皆さまへ

消防用設備等の

点検・報告

を
実施しましょう!



消防用設備等の点検報告(消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は設置された消防用設備などを定期的に点検し、その結果を消防署長に報告することが義務づけられています。

罰則

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

消防用設備等の点検・報告

防火対象物には、消防法などで定められた消防用設備等(消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯など)が設置されています。これらの消防用設備等は「いざというとき」に確実に作動しなくてはなりませんので、日ごろからの維持管理を行うと共に点検及び報告を定期的に行いましょう。



いざというときに確実に使えるように!!

点検・報告の時期

点検の内容に応じて、
次のように定められています。

機器点検：6ヶ月ごと

外観や機器の機能を確認します。

総合点検：1年ごと

機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

防火対象物の用途に応じて定められています(裏面の表を参照してください)。点検の期間と報告の期間は異なります。



点検の実施者

防火対象物の用途や規模により、
次のように定められています。

消防設備士又は消防設備点検資格者

①延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物。

②3階以上または地下に特定用途があり、直通階段が1つしかない防火対象物。

※それ以外の防火対象物は、関係者の方でも点検は可能ですが、専用機器等が必要となります。



維持管理も重要

点検の結果、不備があったときは、すみやかに改修や整備をしなければなりません。(消防設備士でなければできない改修工事や整備があります)。「いざというとき」に確実に作動するように、維持管理しましょう。



点検にあたって

1 事前に行なうこと

- ①点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- ②建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。



2 点検時に行なうこと

- ①点検実施者が点検に必要な資格を有しているか、免状を確認します。
- ②点検実施者が点検に必要な器具を所持しているかを確認します。
- ③必ず立ち会って、適正な点検が行なわれているかを確認します。



3 終了時に行なうこと

- ①消防用設備等が正常な状態に復元されていることを確認します。
- ②点検票等に正しく記入されているかを確認します。
- ③不良箇所があった場合は、すみやかに改修します。
- ④報告の時期に該当するときは、管轄の消防署(消防分署)へ報告しましょう。



点検で機能が正常であるものには、点検済票(ラベル)が貼られます。

点検済票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となっている消防設備点検事業者が貼ることとなります。